

令和 6 年度税制改正要望の概要

令和 5 年 8 月 こども家庭庁

令和6年度税制改正要望事項

➤ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長

〔所得税、個人住民税〕

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

➤ 児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、消費税、登録免許税、個人住民税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税等〕

児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。

➤ こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、徴収規定等〕

「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、とりまとめた「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく制度改正等に伴い、税制上の所要の措置を講じる。

※上記のうち一部について、厚生労働省と共同要望

➤ 既存住宅の三世帯同居リフォームに係る特例措置の延長等

〔所得税〕

子育て世帯において、出産・子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、安心してこどもを育てられる環境整備の手段として、三世帯同居ができるよう、既存住宅について改修工事を行った場合の特例措置を2年延長する。

また、子育てしやすいよう改修工事を行った場合についても、同様の特例措置を講じることとする。

※国土交通省と共同要望

1 現状

【ひとり親家庭住宅支援資金貸付金】

- 「ひとり親家庭住宅支援貸付金」制度では、母子・父子自立支援プログラム（※1）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者（※2）等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となるが、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。このため、令和3年度から令和5年度までの予算における補助金を財源とした住居費貸付に係る返済免除額（債務免除益）については、既に非課税とされている。
 - （※1）児童扶養手当受給者等に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせて策定する自立支援のためのプログラム。
 - （※2）離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

【児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業】

- 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」では、児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付を行っており、家賃支援費、生活支援費については5年間の就業継続、資格取得支援費については2年間の就業継続で返済免除となること、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。このため、平成27年度一般会計補正予算等を財源とした家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費に係る返済免除額（債務免除益）については、既に非課税とされている。

2 要望等

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、消費税、登録免許税、個人住民税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税等)

1 現状

- 児童福祉法に規定する事業に係る施設の利用に要する費用に充てるため支給される金品や、第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、非課税等の措置が講じられている。
- 第208回通常国会において児童福祉法等の一部を改正する法律案が成立し、令和6年4月1日以降、既存の第一種社会福祉事業である**障害児入所施設を経営する事業**、第二種社会福祉事業である**児童自立生活援助事業**や**子育て短期支援事業等**について、その支援の対象範囲等が拡大されるほか、**親子再統合支援事業**、**社会的養護自立支援拠点事業**、**意見表明等支援事業**、**妊産婦等生活援助事業**、**子育て世帯訪問支援事業**、**児童育成支援拠点事業**及び**親子関係形成支援事業**、**里親支援センターを経営する事業**が社会福祉法上の第二種社会福祉事業に追加されることとなる。

2 要望等

- 児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。

こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、徴収規定等)
(一部について、厚生労働省と共同要望)

1 現状

- ・「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)において、「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化を進め、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出すること等とされている。

<参考1：こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)>

(前略) Ⅲ-1(「加速化プラン」において実施する具体的な施策(注1))の内容の具体化と併せて、予算編成過程における歳出改革等を進めるとともに、新たな特別会計の創設など、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出する。

(中略) さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図る。

(注1) 児童手当の拡充、「出産・子育て応援交付金」(10万円)・伴走型相談支援の制度化に向けた検討、現行の幼児教育・保育給付に加え、新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)の創設等

(注2) 現行の児童手当や教育・保育給付等には、非課税措置等が講じられている。また、現行の相談支援事業についても、各種非課税措置が講じられている。

<参考2：規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)>

原則として0～2歳を対象とする小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、次回の児童福祉法改正の際に在り方の検討を行う。等

2 要望等

- ・「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく制度改正等に伴い、税制上の所要の措置を講じる。

既存住宅の三世帯同居リフォームに係る特例措置の延長等

(所得税) (国交省と共同要望)

1 現状

- ・ 子育て世帯が出産・子育てへの不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、安心してこどもを育てられる環境整備の手段として、既存住宅について三世帯同居のための改修工事を行った場合の所得税の特例措置（～令和5年12月31日）を講じている。
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、**子育て世帯に対する住宅支援の強化、子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」**が少子化対策・こども政策の抜本強化の具体的な施策として位置付けられている。
- ・ また、こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）においても、**子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化することが**具体的な施策として位置付けられている。

2 要望等

- ①既存住宅について三世帯同居のための改修工事を行った場合の特例措置を2年延長し、**適用期限を令和7年12月31日までとする。**
- ②子育てしやすいよう改修工事を行った場合についても、同様の特例措置を講じることとする。

(参考)

- ①経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日）抜粋
第2章 新しい資本主義の加速 3. 少子化対策・こども政策の抜本強化
(加速化プランの推進) (略) 具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」((略))、**子育て世帯に対する住宅支援の強化**)、
「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」(略))とともに、(略) 政府を挙げて取り組んでいく。
(こども大綱の取りまとめ) (略) 子育てしやすい地方への移住や**子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」**を推進する
- ②こども未来戦略方針（令和5年6月13日）抜粋
Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策 1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組 (7) 子育て世帯に対する住宅支援の強化 ～子育てにやさしい住まいの拡充～
○こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。その中で、理想のこども数を持ってない理由の一つとして若い世代を中心に「家が狭いから」が挙げられており、また、子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、**子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。**